

ご利用の手引き

資金名	新規開業貸付			
目的	県内で新規に事業を開始しようとする者及び事業開始後間もない者に必要とする資金を100%保証（責任共有制度対象外）で融資する			
融対象資者	<p>創業関連保証（又は再挑戦支援保証）の保証対象者の要件※を満たす者 [その他のポイント①②③] （ただし、県内において事業を開始する予定である（又は営んでいる）こと）</p> <p>[※創業関連保証の保証対象者の要件（概要）] 次の①から⑦のいずれかに該当する者</p> <p>① 事業を営んでいない個人で、融資実行後1か月以内<sup>※1</sup>に事業を開始する者 ② 事業を営んでいない個人で、融資実行後2か月以内<sup>※1</sup>に会社を設立する者 ③ 事業を営んでいない個人が事業を開始し、5年を経過していない者 ④ 事業を営んでいない個人が設立した会社<sup>※2</sup>で、設立後5年未満の会社 ⑤ 分社化を計画する会社<sup>※2</sup> ⑥ 設立後5年未満の分社化された会社<sup>※2</sup> ⑦ 事業を営んでいない個人が個人事業主として創業後、法人成りした会社<sup>※2</sup>（個人創業後5年未満に限る）</p> <p>（※1）認定特定創業支援等事業の支援を受けた創業者は6か月以内 [その他のポイント④] （※2）会社法の株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいいます。組合、NPO法人、医療法人等は対象になりません。</p>			
資金用途	設備資金及び運転資金			
借換	既往融資の借り換えには利用不可			
融資条件	利率	年1.45%（固定）	期間	10年以内（うち据置1年以内）
	限度額	1企業 3,500万円（再挑戦支援保証利用の場合は2,000万円） [その他のポイント⑤]	預託	あり
	信用保証	必ず保証協会の保証を付ける		
	特別保証制度等	創業関連保証（又は再挑戦支援保証）に対応		
	責任共有制度	対象外		
	保証料率	年0.50%		
	連帯保証人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）		
	担保	保証協会の定めによる		
申込先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会			
申込書類	① <u>信用保証委託申込書（様式第1号）</u>			
添付書類	<p>① 創業関連保証所定の創業・再挑戦計画書（創業関連保証利用の場合。ただし、上記保証対象者の要件③④⑥⑦の場合は不要） [その他のポイント⑥] ② 再挑戦支援保証所定の創業・再挑戦計画書（再挑戦支援保証利用の場合。ただし省略できる場合あり） [その他のポイント⑥] ③ 再挑戦支援保証所定の資格要件申告書（再挑戦支援保証利用の場合） [その他のポイント⑥] ④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類</p>			

融資フロー	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">中小企業者</div>	申込 → ← 実行	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">         取扱金融機関          ・融資対象要件の確認          ・融資審査       </div>	保証申込 → ← 保証承諾	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">         保証協会          ・保証審査       </div>	実行報告 →	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">県</div>
その他のポイント	<p>① 国の全国統一制度である創業関連保証（又は再挑戦支援保証）を利用する者を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いは創業関連保証事務取扱要領（又は再挑戦支援保証事務取扱要領）に依拠します。創業関連保証（又は再挑戦支援保証）に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。</p> <p>② 「事業を営んでいない個人」に該当するかや、どの時点で「事業を開始」と判断できるかなど、創業関連保証の保証対象者の要件に該当するか不明な場合は、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。</p> <p>③ 再挑戦支援保証の保証対象者（概要）は、「経営状況の悪化により過去に営んでいた事業を廃止又は会社を解散してから5年を経過していない者」となります。詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。</p> <p>④ 認定特定創業支援等事業の詳細については、事業を実施する各市町又は中小企業庁のホームページをご確認ください。</p> <p>⑤ ただし、創業関連保証、再挑戦支援保証又はスタートアップ創出促進保証制度の保証残高と合算で3,500万円（再挑戦支援保証利用の場合は2,000万円）が限度となります。</p> <p>⑥ 所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。また、この他にも資料の添付が必要となる場合があります。（詳細は兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください）</p>						